

アンチ「福祉国家」の租税＝社会保障政策論

～ベーシック・インカム構想の新展開～

小沢修司*

1980年代以降、戦後「福祉国家」体制の動揺のなかでさまざまな再編、見直し論議が盛んに行われてきている。本稿では、ベーシック・インカム構想を取り上げ、その系譜の説明、類似の提案である負の所得税、参加所得、社会配当との比較検討などを行いつつ、アンチ「福祉国家」の租税＝社会保障政策論として、自由主義者から社会主義者、エコロジストやフェミニストなど幅広い立場から多くの関心を集めている根拠を探っている。ベーシック・インカム構想が支持されているのは、人々を性別分業にもとづく核家族モデルから解放し、資力調査に伴うスティグマや「失業と貧困の罨」から解放し、不安定度が強まる労働賃金への依存から解放し、労働の人間化や自主的市民活動の広範な発展に寄与することが期待されているからである。ただ、労働と所得の切り離しの是非、公務労働の役割についてなど今後解明されるべき論点も残されている。

1. はじめに

1980年代以降、戦後「福祉国家」体制の動揺のなかでさまざまな再編、見直し論議が盛んに行われてきている。本稿で取り上げるベーシック・インカム (Basic Income = BI) 構想もその一つであり、イギリスを中心としつつもヨーロッパ的な拡がりのなかで精力的に議論されている。しかしながら、かかる構想は未だわが国には体系的に紹介されてはいない現状にある¹⁾。

BI構想とは、就労の有無、結婚の有無を問わず、すべての個人 (男女や大人子どもを問わず) に対して、ベーシック・ニーズを充足するに足る所得 (=BI) を無条件で支給しようという最低所得保障の構想である。社会保障給付 (租税ならびに社会保険による) のうちの現金

給付部分をすべてこれに置き換え、その財源を勤労所得への比例課税ならびに各種所得控除の廃止 (現金給付に関わった社会保険の拠出金も不要になる) に求めようとする租税＝社会保障政策構想なのである。類似の提案としては、負の所得税 (Negative Income Tax)²⁾、社会配当 (Social Dividend)³⁾ などがあり、アトキンソン Atkinson, A.B. の最近の提案による参加所得 (Participation Income)⁴⁾ もBIの修正バージョンとして登場してきている。BI構想に賛同する人々も、自由主義者から社会主義者まで、さらにはフェミニストやエコロジストなども含みつつ、人間の福祉の実現を図る新しい社会経済システムを戦後「福祉国家」体制に代わってどうデザインするのかに関わった包括的な議論が展開されてきている。

本稿では、まず第一に、BI構想の紹介に努めつつ、第二に、BI構想の系譜を踏まえながら、戦後「福祉国家」体制の見直しのなかでBI構想が新展開を見せていることの意味を考

*おざわしゅうじ (京都府立大学福祉社会学部教授)

えたい。そして、第三に、類似の提案としての負の所得税、社会配当、参加所得などとの比較検討を通じて、これからの人間の福祉の実現を図る新しい社会経済システムを構想するにあたって検討されるべき論点が、BI構想を巡る議論のなかからどのように浮かび上がってきているのかを考えることにしたい。

2. ベーシック・インカム (BI) 構想の系譜

BI構想の系譜を辿れば、古くは資本主義社会成立の時期にまで遡ることができるとされている。18世紀末のT.スペンスやT.ペインの所論にBI構想の端緒が見られ、1795年のスピーナムランド制はBI構想を実行に移した最初の制度であると見られている。

両大戦間期になると、D.ミルナーの国家ボーナス構想、C.H.ダグラスの社会クレジット提案が相次いで行われ、ミードMeade,J.に至っては1930年代にはじまり、晩年の1990年代まで生涯にわたる社会配当論の提起を行うこととなる。

戦後になれば、今日の「福祉国家」体制の構築に大きな影響力をもつベヴァリッジ報告への対案としてジュリエット・リーズ・ウィリアムズによって新社会契約 (New Social Contract) 構想が、今日のBI構想に直接つながる提案としてなされることになる (1943年)。このジュリエット・リーズ・ウィリアムズの提案は、1960年代になると、彼女の息子にあたる下院議員ブランドン・リーズ・ウィリアムズの手によってイギリス政界で取り上げられる一方で、彼女と親交のあったフリードマンFriedman,M.の手によって負の所得税構想としてデザインし直されて提案されることになったと言われている。

その後、1970-74年のヒース保守党政権下ではタックス・クレジット制度⁵⁾として提案され、1978-79年には労働党政権下で児童給付 (Child Benefit) 制度が導入されたが、この児

童給付は現行の社会保障制度にあつてはBIに非常に近く、BIの子どもバージョンといえるものであった⁶⁾。

現在のBI構想が本格的に議論されるようになるのは、1984年にイギリスでベーシック・インカム・リサーチ・グループ (Basic Income Research Group = BIRG、なお1992年にはCitizen's Income Research Group = CIRGへと名称変更されて今日に至っている⁷⁾) が組織されて以降であり、1986年にはBIについての初めての国際会議が開かれ、ベーシック・インカム・ヨーロッパ・ネットワーク (Basic Income European Network = BIEN) が旗揚げされることになる。その後、BIEN主催のもと国際会議は2年ごとに開催され今日に至っている (1998年には第7回目がアムステルダムで開催され、2000年には第8回目がベルリンで開催されることとなっている)⁸⁾。なお、機関誌として、CIRGからはCitizen's Income Bulletin (当初は、Basic Income Bulletin) が25巻まで発行されたのち1998年秋からはCitizen's Income Newsletterに衣替えされ1号が発行されている。また、BIENからはBASIC INCOMEと題するNewsletter of the Basic Income European Networkが1988年から今日 (1999年秋、33号) に至るまで発行されている⁹⁾。

3. 戦後「福祉国家」の見直しとBI構想

かねてより、「福祉国家」下での福祉受給者の自尊心や自立心の損傷が問題とされ¹⁰⁾、「失業と貧困の罫」¹¹⁾からの脱却が福祉制度改革の課題とされてきたことは周知のことである。

加えて、1980年代から今日にかけて、先進諸国では高い失業率や、パート、派遣など雇用形態の多様化が進み、労働組合の組織率が低下し組織労働者と未組織労働者との二極分化が進むなど、経済成長の成果としての福祉の公正な配

分は、組織労働者の賃金闘争によっては実現しえない状況が進展している。さらに、働く女性（とくに既婚女性）の増大の一方で、性別分業の解消はなかなか進まず家庭内での女性のケア負担が増大している。

こうした社会経済的変化が、ベヴァリッジ・モデルに基づく戦後「福祉国家」体制の見直しを要求するものであったことも周知のことである。すなわち、ベヴァリッジの構想は、「完全雇用」下でのフルタイムで働く成年男性労働者と、家庭内での無償労働に従事する「専業主婦」とで形成される「一組の夫婦」を標準家族として設定しつつ、働いて得られる賃金から社会保険料を拠出することによって社会保険の受給権を獲得するという形で、国民の自助努力（勤労）とナショナル・ミニマム＝生存権保障とを結合する包括的な社会保険制度を構築し、その補足として公的扶助を準備するというものであった¹²⁾。

ヴァン＝パライスVan Parijs,P.によれば、BI構想がアンチ「福祉国家」たる性格を有するのは、その所得保障が、第一に、家族を単位としてではなく個人に対して行われること、第二に、他の所得の有無を問わずに行われること、第三に、現在及び過去の労働履行が要求されないことにあるとされている¹³⁾。また、ジョーダンJordan,B.によれば、BIによる最低所得保障が実現すると、働いて得られる賃金は、生活保障のための賃金から、働くことに対する個人的努力、技能に対する特別報酬へとその性格を変え、どのような仕事に就き、いかに効率的に生産性を向上させるかなどへの関心が高まることによって、自立心の向上とともに個人の自主的選択にもとづく労働が発展するようになるほか、家庭内での男女平等な家庭責任分担の条件が広がり、固定的な性別分業の見直しが社会的に進められることにもつながると構想されている。男女を問わずより人間的な働き方を求めているパート就労や、ボランティア活動、さまざまな仕事おこし、ネットワーク活動が発展するというのである¹⁴⁾。

こうして、BI構想は、戦後「福祉国家」体制の見直しが要求される中で、第一に、人々を性別分業にもとづく核家族モデルへの束縛から解き放ち、第二に、資力調査（ミーンズテスト）に伴うスティグマ（恥辱）や「失業と貧困の罨」から解き放ち、あわせて資力調査＝受給審査のための行政費用や時間を節約し、第三に、不安定度が強まる労働賃金への依存から人々の生活を解き放ち、そして第四に、労働の人間化やさまざまな自主的市民活動の広範な発展にも寄与することのできる最低所得保障の租税＝社会保障政策構想として、多くの関心を集めてきているものといえよう。

もちろん、はじめに述べたように自由主義者から社会主義者まで、さらにはフェミニストやエコロジストをも含めた広範な人々から寄せられる関心（賛同）である以上、これら4点すべてについて同意されるわけではなく、政治的思想的スタンスの違いによってBI構想へ修正が加えられることとなるのは当然といえよう。

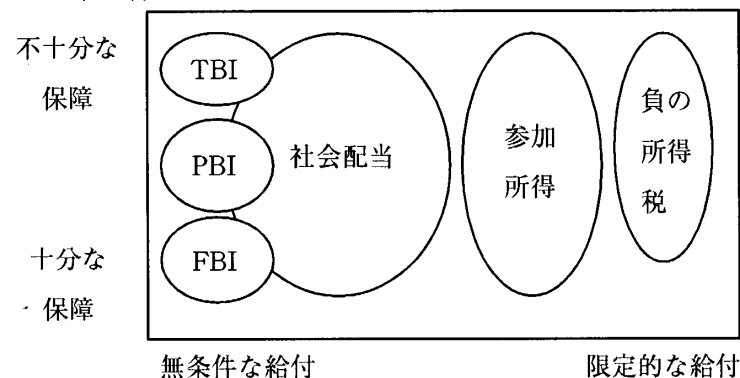
4. 最低所得保障の諸類型とBI構想

最低所得保障としてのBI構想には、3段階のBIの提案が含まれている。完全なBI（Full BI=FBI）、部分的BI（Partial BI=PBI）、そして過渡的BI（Transitional BI=TBI）である。FBIは、人々の生活に必要なベーシック・ニーズを充足する金額を無条件に支給するものであり、この場合、所得税率は70%近くになるとの試算も行われている。PBIは、ベーシック・ニーズの充足には足らず、したがって所得税率も低くてすむが、他の社会保障給付などによって補足されなくてはならない。TBIは、PBIやFBIの導入に至る過渡的な措置として構想されている。いずれのBIが採用されるかは社会の受容の程度によって選択されよう¹⁵⁾。

ところで、はじめに述べたように、最低所得保障構想にはBIに類似のものとして、負の所得税、社会配当、参加所得などが提案されてい

るが、フィッツパトリック Fitzpatrick, T. は、それらを所得保障の程度ならびに給付条件の程度によって次の図のように整理している。フィッツパトリックによれば、それらのタイプの違いは主張する者の政治的思想的スタンスの相違によるとされ、自由主義者や急進的右翼 Radical Right が主張すると負の所得税、社会改良主義者や福祉集産主義者 Welfare Collectivist が主張すると参加所得、そして、社会主義者らが主張すると社会配当になるという対応関係を指摘している¹⁶⁾。以下では、最低所得保障の諸類型としての負の所得税、参加所得、社会配当について、フィッツパトリックの指摘する政治的思想的スタンスの違いに留意しつつ、BI との比較検討を行うものとする。

図 最低所得保障構想



出所) Fitzpatrick, T., 1999 : 39.

(1) 負の所得税とBI

1962年にフリードマンが負の所得税を提案した背景には、アメリカの1960年代状況（「貧困との戦い」）が存在しているが、自由主義者にとって受け入れられる貧困救済の所得保障構想には限界がある。フィッツパトリックによれば、最低所得保障としてのBI構想に対し自由主義者らが共感を示す理由は、第一に、生活賃金への配慮は不必要となり需給均衡点にまで賃金を下げることができること、第二に、自由市場に所得保障を結びつけることによって「人間の顔をした資本主義」(Brittan, S.) の創造が可能となること、第三に、人々が望むように、そし

て望む方法で生きていく自由を手に入れることができること、であるが、反対に、BI構想を受け入れがたい理由も存在する。それは、第一に、雇用倫理を損ないはしないか、第二に、たとえ控えめな計画であろうと費用がかかりすぎるのではないか、そして第三に、BIの持つ「家族中立性」が家族の解体を促すのではないかという懸念である¹⁷⁾。

したがって、自由主義者によって（BIの修正バージョンとして）提案された負の所得税とBIとの間には決定的な違いが存在することになる。その違いとは、負の所得税の場合、世帯（家族）に対し、資力調査にもとづき、他の所得の有無を問いつつ、事後的に支給されるが、BIの場合は、個人に対し、事前に、資力調査なしに（他の所得の有無は問われずに）自動

的に支給されることにある（表1参照）。突き詰めれば、資力調査の有無、家族イデオロギーへの束縛かそれとも自由か、これである。しかも、負の所得税にあっては、所得が増加すれば支給される負の所得税額が減少するとなれば、「失業と貧困の罨」には依然として束縛され、資力調査に伴うスティグマからの脱却も望めないこととなる（表2、表3参照）。

(2) 参加所得とBI

参加所得は、アトキンソンによって近年提唱されている構想である¹⁸⁾。アトキンソンの場合、BI構想に概ね賛同しつつ、現行「福祉国家」体制下での包括的社会保険制度の弱点を補うものとして（したがって、国民保険制度を廃止せずに）条件付きでBI（正確にはPBI）の導入を主張する。それは何よりも、市民としての社会的責任を自覚した行動を行おうとしない者に対してさえも支給されるBIの無条件的性格への懸念として表明される。そこで、アトキンソンは、支給要件に、認定された職業訓練や教育を受けていること、子ども、高齢者、障害者などをケアしていること、認定されたボランティア活動へ参加していることの3点のうち

表1 BIと負の所得税の比較

	ベーシック・インカム	負の所得税
資格要件	合法居住	合法居住
資力調査 他の所得の有無	なし(自動的) 問わない	あり 問われる
支給時期	事前	事後
支給対象	個人	家族/世帯
労働履行 (過去・現在)	要求しない	要求しない

出所) Van Parijs, P., 1992: 4. 及び, Parker, H., 1991: 10-12より作成。

表2 負の所得税 (NIT) の場合の最終所得

稼得所得	NIT	最終所得
—	50ポンド	50ポンド
10ポンド	46ポンド	56ポンド
20ポンド	42ポンド	62ポンド
30ポンド	38ポンド	68ポンド
60ポンド	26ポンド	86ポンド
100ポンド	10ポンド	110ポンド
120ポンド	2ポンド	122ポンド

出所) Fitzpatrick, T., 1999: 90.

注) 正負の所得税分岐点は125ポンド。

表3 ベーシックインカム (BI) の場合の最終所得

稼得所得	所得税	税引き後所得	BI	最終所得
—	—	—	50ポンド	50ポンド
0ポンド	4ポンド	6ポンド	50ポンド	56ポンド
20ポンド	8ポンド	12ポンド	50ポンド	62ポンド
30ポンド	12ポンド	18ポンド	50ポンド	68ポンド
60ポンド	24ポンド	36ポンド	50ポンド	86ポンド
100ポンド	40ポンド	60ポンド	50ポンド	110ポンド
120ポンド	48ポンド	72ポンド	50ポンド	122ポンド

出所) Fitzpatrick, T., 1999: 95.

注) 所得税率は40%。

いずれかを満たすことを付け加えるよう提案する。いわば、有償労働のみならず無償労働という形態であっても市民社会への積極的な参加の意志を表明している者に対しては最低所得保障を行おうという意味を表現すべく参加所得と名付けられた¹⁹⁾。

ところで、フィッツパトリックによれば、福祉集産主義者がBIを支持できるのは、第一に、現行の社会保険や資力調査を伴う公的扶助よりも確実なセイフティネットを提供してくれること、第二に、失業と貧困の罅に真っ向から取り組み、市場に基礎を置いた義務の遂行を人々にし易くさせること、第三に、税—社会保障給付システムを統合し合理化すること、そして第四に、転職にあたっての職業訓練や技能向上のためのサバティカルの取得を容易にすることによ

って雇用の柔軟性を確保することができるからであり、逆に、彼らがBIの受け入れを拒否するのは、なによりも、社会保険原理を損なうこと、そして、社会に背を向けたり市民としての社会的責任を果たそうとはしないものにまで所得保障を行おうとするからであるとされる²⁰⁾。したがって、アトキンソンが、国民保険制度を補完するものとしてBI (PBI)の導入を主張し、しかも支給要件に市民社会への積極的な参加を加味したことは、福祉集産主義者からみたBIの長所を活かしつつ短所を是正しようとしての提案であったということができよう。このことは、アトキンソン自身、かなり早い時期 (1969年)の著作²¹⁾ですでにBI構想 (社会配当としてのそれ)に重大な関心を示しつつも、その導入に大きな難色を示していたこと、そして、1980年代末になって段階的なBI構想としてPBIの提案 (パーカーParker, H.による²²⁾)が行われて以降、BI構想を積極的に支持するように態度を変化させていったことにも示されていると思われる。すなわち、社会保険原理を損なうことなくBI (PBI)構想を受け入れることが可能であり、BIを参加所得に修正することによって戦後「福祉国家」体制を甦らせることができるとの判断に達したものと見えよう。

しかしながら、参加所得は重大な難点を有しているといわなくてはならないだろう。市民社会への積極的な参加の意志の有無はどのように判断するのか、認定されるボランティア活動と無認定のボランティア活動との違いは誰がどのように決めることが可能というのであろうか?

²³⁾

(3)社会配当とBI

社会配当は、生産手段の社会的所有や資産所

有の不平等是正と結びついて提案され、ミードの所論の他、ローマーRoemer, J.E.の市場社会主義論においても登場する最低所得保障構想（「クーポン経済」との関わり²⁴⁾）である。フィッツパトリックによれば、BI構想を生産手段の集団的社会的所有形態と結合させたものが社会配当であるとされる。というのも、社会主義者にとってのBIの長所、すなわち、第一に、労働者に労働市場からの自由を付与することによって資本家の力に対して労働者の力を相対的に改善し、第二に、貧困を救済し、脱商品化を奨励することによって社会的正義を促進するという長所を活かしつつ、彼らにとってのBI提案の欠点、すなわち、生産手段の集団的社会的所有やそのコントロールについては何も語ろうとはしない点を是正する修正を加えたものであるからである²⁵⁾。

5. おわりに

いうまでもなく、BI構想は所得保障、現金給付に限っての議論であり、今日に至る社会保障制度の発展のなかで重要な位置を占めている医療や福祉の社会サービス、現物給付についての検討は全く視野の中に入ってはこないという限界が存在している。社会保障すなわち所得保障という問題の立て方自体、すぐれてイギリス的な捉え方を反映しているといえよう。したがって、最低所得保障構想としてのBI構想だけでは、これからの社会保障制度全体の総合的なあり方についての問題提起は望めないことは明らかであろう。

とはいえ、これまで見てきたように、負の所得税、参加所得、社会配当など、論者の政治的思想的スタンスによってさまざまな変化を示しつつ、今日の戦後「福祉国家」体制下での所得保障のあり方を根本的に問い直す構想としては、BI構想の投げかける波紋はきわめて大きいものがあるといわなければならない。

まず第一に、資力調査（ミーンズテスト）に

伴うスティグマや「失業と貧困の罠」から社会保障給付を解き放つことを可能とすることによって、古くて新しい問題である選別主義か普遍主義かの論争に決着をつけるものであること。

第二には、性別分業にもとづく核家族モデルから人々を解き放ち、個の自立にもとづいて家族、ネットワーク形成を含むさまざまな社会的共同組織の形成を促進する基礎を提供すること。

第三には、労働市場の二重構造化が進み、不安定度が強まる労働賃金への依存から人々の生活を解き放つと同時に、「完全雇用」と結びついた現行の社会保険制度の限界を乗り越えた普遍的なセイフティネットを国民に提供すること。

第四に、古くはティトマスTitmuss, R.によって指摘されていた社会的に分割された福祉、すなわち国家福祉（国家による社会保障給付の提供）と財政福祉（税控除という形での福祉well-beingの提供）とに分断されている現在の税—社会保障システムを統合化し合理化すること、などである。

しかしながら、深めるべき論点も多く残されている。

第一に、労働（勤労意欲）と所得の切り離しの是非についてである。自由主義者をはじめ、参加所得を提唱するアトキンソンらもこの点への懸念を表明していることは見ての通りである。

第二には、公務労働の役割についてである。BI構想には、資力調査 = 受給審査にともなうスティグマを回避するため、行政組織を介さずに国民にたいし直接に所得保障を行うことによる行政費用や時間の節約という内容が含まれている。このことは、公務労働者の「節約」にもつながる訳で、BI構想にもとづく新しい社会経済システムの構築の中における公務労働者の役割をどのように展望するのかについては、別途の検討が必要となる。

今後、それらの検討を含めて、BI構想の全体の検討を通じて、21世紀における人間の福祉

の実現を図る新しい社会経済システムのあり方をグランドデザインしていきたい。

<注>

1) BIについての邦文献(翻訳を含む)での言及は、筆者の知る限り次の通り。

地主重美、1995は、アトキンソンの所論として、「基礎保障所得」を紹介している。その内容は、ミーンズテスト(資力調査)を伴った選別主義的社会保障体系では、資力調査のための行政コストが膨大にかかり、福祉受給者にスティグマがつきまとうのを回避するために、アトキンソンは基礎保障所得を提唱している、というものである。アトキンソンの所論の紹介という形ではあれ、いわば基礎保障所得(BIの訳語であろう)を正面から紹介したものと見えようが、後に本文で述べるようにアトキンソンのBI論は部分的なBI論の提唱でありBI論自体の系譜からすれば本流とはいえないものといえる。

下平好博、1989は、BIとしては直接言及していないものの、労働市場の二重構造化のもとで社会保障制度が機能しなくなってきたこと、これまでの職歴にもとづいた社会保障制度の限界を克服するために、かつて1970年代に脚光を浴びた「タックス・クレジット制度」や「社会配当金制度」を再び見直そうとする動きが登場してきていることを指摘している。ここで下平が指摘する「タックス・クレジット制度」や「社会配当金制度」の見直しの動きとは、いうまでもなく本稿で紹介するBI構想の新展開を指していることは明らかである。なお、下平は、こうした見直しが「今後完全雇用は回復されないという悲観的な見通しに立って、また今後はパートタイマー中心の社会になるという見通しに立って」行われていると指摘することによって、完全雇用の維持を前提として成り立っている戦後「福祉国家」体制からすれば、かかる見直しの動きがアンチ「福祉国家」としての性格をもつものであることを示唆しているように思われる。しかも、「もしそうした制度が導入されれば、『就労にもとづく権利は就労経験のない者にまで及ばない』という現行制度に固有の弊害は取

り除かれるにちがいない」が、「その場合には、有給の仕事に従事する者と余暇を選択する者との間に新しい対立が生じる危険性があることも忘れてはならないだろう」との指摘は、BI論を巡る論争点の一つを的確に言い当てたものである。ただ、「この提案は民間ボランティア団体や労働団体などから出されているものである」と述べていることは、BI構想への広範な関心の広がりについての理解が不足していることを物語っているものといえよう。

伊藤周平、1994、1995も、直接的にはBIについて言及していないが、新保守主義(自由権)からの福祉国家や社会権への批判に対し、「個人の自由や自律性の発揮のためには、基礎的ニーズの充足と社会的資源への権利が承認される必要性を強調し、そうした観点から生存権などの社会権を正当化する議論」として、プラントPlant, R.の議論を紹介している。こうしたプラントの議論は、次のピアソンの指摘に見るようにBIとは密接な関連を有していると思われる。

ピアソンPierson, C., 1991(邦訳、1996)は、社会民主主義的福祉国家へのオルタナティブとして、市民権の原理を拡張し市民社会の領域を再生することによって国家権力を抑制しようとするジョーダンJordan, B.の議論を取り上げ、次のように言及している。「ビル・ジョーダンは『福祉の再考』において、諸個人がみずからの責任で立てた人生計画を追求する能力をもつことを保証するという観点から、『市民権という言葉を再定義する』さいには、基礎的な所得保障を欠くことができないと主張する。」(ピアソン、邦訳、1996:366~367)。なお、ピアソンが言及しているジョーダンの著『福祉の再考』Rethinking Welfare, 1987は、BI論を思想的・哲学的に掘り下げて体系的に紹介している書物である。

エキンズの編集したEkins, J.P. (ed.), 1986(邦訳、1987)は、1984年、1985年に開かれたTOES(もうひとつの経済サミットThe Other Economic Summit:先進国首脳会議に対抗して「人間の能力開発と社会正義、人間のニーズの全般にわたる充足、資源の持続的活用と環境の保全を基礎とす

るニューエコノミックスの開発と促進を図るために発足した国際的な団体」(事務局長エキンズの言葉)の国際会議の記録であるが、その第3部「行動するニュー・エコノミックス」の中で、「基本所得構想」として紹介されている。なお、こうしたTOESの活動は、「スモール・イズ・ビューティフル」で有名なシュマッハー-Schumacher, E.F.の主張に共鳴する人たちが組織されたシュマッハー協会の活動と関連をもっており、こうした流れの中からシュマッハー双書のうちの1冊としてロバートソンRobertson, J., 1998 (邦訳, 1999)が「市民所得」の主張を行っている。これらは、BI構想へのエコロジストなり緑の党の立場からの賛同が表明されているものといえる。

ゴルツGorz, A., 1988 (邦訳, 1997)は、労働や労働量から独立して、あらゆる市民に所得を保障しようという考え方が生まれることは、高度情報・サービス化社会=労働生産性の高度な発展の結果として、社会的必要労働がますます減少していくなかで、労働にもとづいて(各人が提供する労働量に応じて)賃金=所得水準を決め、こうした賃金でもって生活保障とするという考え方自体成り立たなくなってきた社会経済的状况を反映してのものであり当然の成り行きであるとしている。しかしながら、ゴルツの評価は手厳しく、1795年のスピーナムランド制がそうであったように、最低所得保障は、低賃金と失業を免罪する役割を演じ、今日の失業増大、派遣やパートなど不安定雇用増大を社会的に許容するシステムとして機能する憂き目となる、と指摘している。

この他、ローマーRoemer, J.E.らアナリティカル・マルキシズムの理論活動に着目する松井暁、1999が、BI構想を展開する中心的理論家でありベーシック・インカム・ヨーロッパアン・ネットワーク(BIEN、後述)の事務局長であるヴァン=パライスVan Parijs, P.の所論として「基本所得」に言及している。

以上、邦文献(翻訳を含む)でのBI論への言及を見るだけでも、きわめて幅の広い立場からの関心がBI論に寄せられていること、しかしながら全体としてBI構想そのものを捉える整理が未だ行わ

れていない現状にあることが確認できよう。

- 2) 負の所得税については、さしあたり村上雅子、1984。
- 3) 社会配当については、さしあたりMeade, J.E., 1975 (邦訳, 1977)とAtkinson, A.B., 1969 (邦訳, 1974)。
- 4) Atkinson, A.B., 1993, Atkinson, A.B., 1995。
- 5) タックスクレジットについては、Kincaid, J.C., 1973 (邦訳, 1987)、小沼正、1974。
- 6) ここまでのBI論の系譜については[Fitzpatrick, T., 1999: 40-43]。
- 7) ベーシック・インカムからシチズン・インカムへの名称変更については、市民性citizenship概念の再評価と関わらせて市民社会を支える個人の自由の基盤を整備するものとしてBI構想を捉え直そうとする意図によるものと思われる。「社会保障改革は、市民性についての広範な議論と重要な関わりを有している」ために名称変更を行ったと説明される(Citizen's Income Bulletin, No.16, July 1993, の表紙)のは、かかる意味である。注1での、ピアソンによるジョーダンの議論紹介を参照。
- 8) これまで7回に及ぶBIEN国際会議は、第1回(1986年)ルーヴェン・ラヌーブ(ベルギー)、第2回(1988年)アントワープ(ベルギー)、第3回(1990年)フローレンス(イタリア)、第4回(1992年)パリ(フランス)、第5回(1994年)ロンドン(イギリス)、第6回(1996年)ウィーン(スイス)、第7回(1998年)アムステルダム(オランダ)で開催されている。詳細は、BIENのホームページ <http://www.econ.ucl.ac.be/etes/bien/bien.html>を参照されたい。
- 9) BIENのニューズレター-BASIC INCOMEは、第1号から最新号まで上記BIENホームページで入手可能。
- 10) 金子光一、1995参照。
- 11) 「貧困と失業の罫」については、次のページの2つ表を参照。出所は、Parker, H. (ed.), 1993。なお、中井秀雄、1999も参照されたい。
- 12) 小沢修司、1995参照。
- 13) [Van Parijs, P., 1992: 3]。
- 14) Jordan, B., 1987。

表 貧困の罫 (夫婦と子ども2人 [4歳と6歳]、1992-3年、1週あたりポンド)

賃金収入	児童給付	所得税	国民 保険料	家族 クレジット	家賃	家賃減額	人頭税	人頭税減額	所得総額
75.00	17.45	0.00	2.97	58.00	29.98	8.87	10.54	3.56	119.39
100.00	17.45	0.14	5.22	42.17	29.98	4.46	10.54	2.54	120.74
125.00	17.45	5.14	7.47	29.74	29.98	1.00	10.54	1.74	121.80
150.00	17.45	10.75	9.72	17.75	29.98	0.00	10.54	0.97	125.18
175.00	17.45	17.00	11.97	6.20	29.98	0.00	10.54	0.23	129.39
200.00	17.45	23.25	14.22	0.00	29.98	0.00	10.54	0.00	139.46

75ポンドの賃金収入の際、所得総額が119.39ポンドであるのに対して、175ポンドの賃金収入を得ても所得総額は129.39ポンドとわずか10ポンド増えるに過ぎない

表 失業の罫 (夫婦と子ども2人 [4歳と6歳]、1992-3年、1週あたりポンド)

所得補助	児童給付	所得税	国民 保険料	家賃	人頭税	学校給食 扶	福祉食糧 助	所得総額
87.55	17.45	0.00	0.00	0.00	2.11	3.17	2.52	108.58

175ポンドの賃金収入を得ても所得総額は129.39ポンドで、働かなくて得る所得総額108.58ポンドとはわずか20ポンドしか差がない

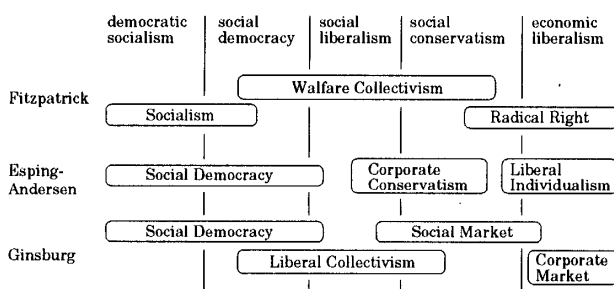
15) CIRGの試算によれば3段階のBI構想は次のようである。(CIRG作成のパンフ 'No.3: Paying for Citizens Income', 1993. より。なお、CIはBIに表現を変えている)

FBI (完全なBI) : 「十分生活に足る」所得で、所得税率は70%にまで達する。

PBI (部分的BI) : 夫婦に支給されている所得補助の半額 (1992年で週あたり33ポンド) を成人に支給 (子どもは減額、高齢者や障害者へは増額)。他の社会保障給付による補足が必要。所得税率は35%。

TBI (過渡的BI) : PBIへ向けた第1段階。支給額は成人に週あたり13ポンド、子どもには10ポンド。所得税率は変化なし。個人所得控除は廃止、しかしTBIを超える20ポンドまでの稼得収入は非課税。

16) フィッツパトリックは、エスピン・アンデルセンやギンズバークの福祉国家の類型把握との相違を次のような図にまとめている。



出所) Fitzpatrick, T., 1999 : 101.

17) [Fitzpatrick, T., 1999 : 84-87, 203].

18) 注4 参照。

19) [Atkinson, A.B., 1995 : 301].

20) [Fitzpatrick, T., 1999 : 111-115, 203-204].

21) Atkinson, A.B., 1969 (邦訳、1974) .

22) Parker, H., 1989.

23) [Fitzpatrick, T., 1999 : 115-116, 119-120].

24) さしあたり、Roemer, J.E., 1994 (邦訳、1997)

25) [Fitzpatrick, T., 1999 : 137, 204].

<文献>

伊藤周平、1994、『社会保障史・恩恵から権利へ—イギリスと日本の比較研究—』、青木書店。

伊藤周平、1995、『福祉国家と市民権』、法政大学出版。

小沢修司、1995、「社会発展と家族の進化」、光信隆夫・清水民子・小沢修司編著『家族は進化するか〜福祉社会 日本の条件〜』、法律文化社。

金子光一、1995、「イギリス〜スティグマ克服への途〜」、一番ヶ瀬康子編『21世紀社会福祉学』、有斐閣。

小沼正、1974、『貧困〜その測定と生活保護〜』、東京大学出版会。

地主重美、1995、「アンソニー・アトキンソン—理性的急進主義者の社会保障論—」、社会保障研究所編『社会保障論の新潮流』、有斐閣。

下平好博、1989、「福祉国家と労働市場政策—スウェーデンとイギリスの比較分析—」、社会保障研究所編『社会政策の社会学』、東京大学出版会。

武川正吾、1997、「福祉国家の行方」、岡沢憲美・宮本太郎編『比較福祉国家論—揺らぎとオルタナティブ—』、法律文化社。

中井英雄、1999、「社会保障財政」、武川正吾・塩野谷裕一編『先進諸国の社会保障① イギリス』、東京大学出版会。

松井暁、1999、「社会システムの倫理学」、高増明・松井暁編『アナリティカル・マルキシズム』、ナカニシ

- ヤ出版。
- 村上雅子、1984、『社会保障の経済学』、東洋経済新報社。
- Atkinson, A.B., 1969, *Poverty in Britain and the Reform of Social Security*, (田中寿・今岡健一郎共訳、1974、『イギリスにおける貧困と社会保障改革』、光生館)
- Atkinson, A.B. 1993, "Participation Income", *Citizen's Income Bulletin*, No.16.
- Atkinson, A.B., 1995, *Incomes and the Welfare State*, Cambridge.
- Ekins, J.P. (ed.), 1986, *The Living Economy: A New Economics in the Making*, Routledge. (石見尚・中村尚司・丸山茂樹・森田邦彦訳、1987、『生命系の経済学』、御茶の水書房)
- Fitzpatrick, T., 1999, *Freedom and Security; An Introduction to the Basic Income Debate*, Macmillan.
- Gorz, A., 1988, *Metamorphoses du travail, Quete du sens: Critique de la rasion economique*, Editions Galilee, (真下俊樹訳、1997、『労働のメタモルフォーズ 働くことの意味を求めて 経済的理性批判』、緑風出版)
- Jordan, B., 1987, *Rethinking Welfare*, Basil Blackwell.
- Kincaid, J.C., 1973, *Poverty and Equality in Britain*, (一圓光彌訳、1987、『イギリスにおける貧困と平等—社会保障と税制の研究』、光生館)
- Meade, J.E., 1975, *The Intelligent Radical's Guide to Economic Policy*, Allen & Unwin (渡部経彦訳、1977、『理性的急進主義者の経済政策—混合経済への提言—』、岩波書店)
- Parker, H., 1989, *Instead of the Dole*, Routledge.
- Parker, H. (ed.), 1991, *Basic Income and the Labour Market*, BIRG Discussion Paper No.1, Basic Income Reseach Group.
- Parker, H. (ed.), 1993, *Citizen's Income and Women*, BIRG Discussion Paper No.2, Citizen Income Reseach Group.
- Pierson, C., 1991, *Beyond the Welfare State?*, Polity Press. (田中浩・神谷直樹訳、1996、『曲がり角にきた福祉国家—福祉の新政治経済学—』、未来社)
- Robertson, J., 1998, *Transforming Economic Life : A Millennial Challenge*, (石見尚・森田邦彦訳、1999、『21世紀の経済システム展望』、日本経済評論社)
- Roemer, J.E., 1994, *A Future for Socialism*, (伊藤誠訳、1997、『これからの社会主義—市場社会主義の可能性—』、青木書店)
- Van Parijs, P. (ed.), 1992, *Arguing for Basic Income: Ethical Foundation for a Radical Reform*, Verso.

本研究は、平成6年度の(財)生命保険文化センター学術振興助成事業(研究・教育助成)、ならびに平成10年度～平成12年度文部省科学研究費補助金(基盤研究C・2、課題番号10630050、研究代表者:小沢修司)による成果の一部であり、日本社会福祉学会第45回全国大会(1997年10月、龍谷大学)ならびに日本財政学会第56回大会(1999年10月、島根大学)における報告をベースにしている。